

長野県木造住宅耐震診断士養成（新規）講習会のご案内

長野県建設部建築指導課

○ 開催日時、会場

	開催日	時間	会場	予定人数
第1回	平成20年6月26日(木)	14:00 ～ 16:30	長野県松本合同庁舎 講堂	200名
第2回	平成20年7月2日(水)	14:00 ～ 16:30	長野県庁 講堂	200名

○ 講習内容

- (1)住宅・建築物耐震改修促進事業について
- (2)長野県木造住宅耐震診断士制度について
- (3)耐震診断・補強方法について
- (4)その他

○ 受講対象者

県内に居住若しくは勤務する建築士法第2条第1項に規定する1級、2級、及び木造建築士

○ 申込期間及び申し込み方法（両会場共通。以下同じ。）

- (1)申込み期間 平成20年5月1日(木)から各開催日の7日前まで
受付時間8:30～17:15
- (2)申込み方法 各地方事務所（商工観光）建築課へ「参加会場、住所、氏名、連絡先電話番号及び建築士資格」をFAX（書式任意）で申込みください。

※会場の都合上、定員になり次第締め切らせていただくことがあります

○ 持参するもの

- (1)講習会終了後、長野県木造住宅耐震診断士認定申請書を受付けますので、印鑑、建築士免許証の写し及び写真（6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cm、無帽、正面のカラー写真で裏面に氏名を記載したもの）を2枚持参してください。

- (2)筆記用具、電卓

○ 受講料 無料（テキスト共）

○ その他

- (1)会場の都合上、予定人数になり次第締め切ります。
- (2)当日について、受講申込者に事前の受講票等の発行はありませんので、受講当日に会場にて備え付けの受付簿でお名前の確認を願います。
- (3)受講者は、受講修了証を付して知事に登録申請（各地方事務所（商工観光）建築課経由）をすることにより長野県木造住宅耐震診断士として登録されます。
- (4)「住宅・建築物耐震改修促進事業」に基づく診断業務を行う場合は、県に診断士として登録後、指定の協議会（建築士会・建築士事務所協会・建築物防災協会）で構成）に加入する必要があります。
- (5)会場は駐車場が少ないため、来場の際は公共交通機関をご利用願います。
- (6)本講習は、平成8年に、長野県、（財）住宅産業研修財団、（財）日本住宅・木造技術センター主催で行った「長野県木造住宅耐震診断講習」とは別の講習です。